# 介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内



### **▶介護保険料(年額)の通知を7月中旬に発送します**

65 歳以上の皆さんに介護保険料の納入通知書兼特別徴収額通知書を7月中旬に通知します。 今回の通知書は、住民税額の確定に伴い、平成26年度の介護保険料を決定(確定賦課)したもので、 各納期の保険料については、既に到来した納期(4月・6月)と今後に到来する納期(8月以降)の 保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

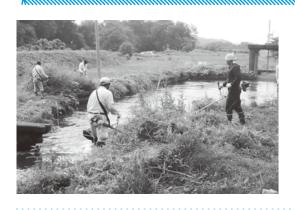
## ◆保険料の納め方

- ●特別徴収(年金からの天引き)……65 歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金) を年額 18 万円 (月額 15,000 円) 以上受給されている方
  - ●8月の徴収額が変更となっている方がいます(特別徴収額の平準化) 介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」 として納めていただいていますが、収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が著しい 場合には、10 月以降の保険料が均等になるよう 8 月の徴収額を変更しています。
- ●普通徴収(納付書、□座振替による納付)·····年度の途中で 65 歳になられた方や転入の方や年金 が年額 18 万円 (月額 15,000円) 未満の方など

納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関またはコンビニ等で納めてください。 ※納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

月	4月5月	6月7月	8月9月	10月11月	12月1月	2月3月
期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
普通徴収	4月30日(水)	6月30日(月)	9月1日 (月)	10月31日(金)	12月25日(木)	3月2日 (月)
特別徴収	4月年金より 天引き	6月年金より 天引き	8月年金より 天引き	10月年金より 天引き	12月年金より 天引き	2月年金より 天引き

■問い合わせ 介護保険課介護保険担当(内線 112~114)



り等の作業を行います。 等の除草、清掃、土のうづく 護デー」の実施日と定め、 加をお願いします。 風等による水害の防止と河川 中心とした休日等を「河川愛 に、自治会ごとに河川・水路 への愛着を高めることを目的 今年も、7月6日(日) 市民の皆さんの積極的な参 台 を

市では、昭和34年の台風災

水防意識を高めましょう! 河川愛護デー

■問い合わせ

総務課防災交通担当

(内線339・399)

り、気象庁が発表する警報・ 崩れなどがもたらす被害を最 が多い季節です。暴風雨によ できるよう心掛けましょう。 険を感じたらすぐ避難するな から河川のごみを除去した る河川の急激な増水や、土砂 小限に抑えるためにも、普段 と、落ち着いて安全な行動が 注意報等に耳をかたむけ、 7月から9月は台風の上

# 一風や大雨に備えて

問い合わせ 建設課管理担当 (内線246・247)

場所、避難場所や経路を確認 け崩れ等、 災害(洪水)ハザードマップ ※「土砂災害(洪水) する機会にしましょう。 をご覧いただき、 ドマップは市のホームペー また、 設課窓口でも配布して ジでも確認できるほか、 昨年配布した『土砂 災害の恐れのある 土石流やが ハザー 建

護活動を実施しています。 害を教訓に、各地域で河川

愛

『水害対策は万全ですか?

風